

(別紙第2)

参与員候補者の選任関係

- 1 参与員は、事件を担当する家庭裁判所が、毎年あらかじめ選任された者の中から、事件ごとに指定するものとされており（人訴法9条）、この毎年あらかじめ選任される者を、参与員規則は「参与員となるべき者」と呼称しております。ここでは、分かりやすく「参与員候補者」と言わせていただきますが、この参与員候補者の選考、中でも、特に人事訴訟事件に関与していただく参与員候補者の選考の実情等について、これから御説明させていただきます。
- 2 参与員候補者は、毎年あらかじめ、通常は1月1日に任命されることとなりますが、本庁、支部ごとに20人以上を選任する必要があるとされており、任期は1年で、再任されることがあります。選任されるのに必要な資格は「徳望良識のある者」（参与員規則1条）とされており、調停委員と違って年齢制限は設けられておりません。
- 3 当庁でも、現在、管内を含め約350人の参与員候補者が選任されており、そのうち、主に人事訴訟を担当する参与員候補者は、2月1日現在で101人となっております。職業は、自営業者、各種団体の職員、学者、会社員、主婦、ボランティアで活動している方々など多岐にわたっています。ただ、女性参与員に比べて男性参与員が少ないため、男性参与員、特に40代以下の男性参与員を今後いかに確保するかという点に裁判所といたしましても苦慮しているところでありまして、委員の皆様の良いお知恵を拝借できればと考えております。
- 4 選考手続について簡単に御説明しますと、応募していただく方につきましては、選任の前年の9月30日までに、氏名、住所、志望の動機等を記載した申出書を提出いただきます。そして、それらの方を対象に、当庁裁判官等で組織された選考委員会が、書類審査、面接審査を行いまして選考いたします。その結果を受けて、最終的に家庭裁判所として選任することとなります。

5 先ほど参与員の任期は1年で、再任されることがあると申しましたが、大阪家裁におきましては、人物面や健康面で再任が不適格であるとか、御本人が再任を辞退される等の事情がない場合には、原則として再任する運用をしております。これは、1年ごとにどんどん入れ替えをするとなりますと、当然それだけの新しい人材が必要となりますが、正直申しまして、毎年それだけの人材を確保することは、難しいという専ら現実的な理由からでございます。

今後とも、再任の問題を含めて、参与員候補者の給源の確保、拡大といった点については引き続き検討し、努力していきたいと考えております。